弁護士 大関太朗の レターケーション

Vol. 35

腰痛



クリスマスの週末は、子ども(と妻)に 会うために妻の実家に行ってのんびり過ご しました。

毎日、子どもを遊びに連れていっていた のですが、うちの子はちょっと歩くとすぐ

に「抱っこ」と言ってきます。長時間抱っこすると手がとて も疲れるので、外出の際はベビーカーが欠かせません。

もっとも、ベビーカーは機動性には優れていますが、高低 差には弱いため、江ノ島に行く際、ベビーカーなしでのお出 かけにチャレンジしてみました。が、すぐに後悔しました。

その後、抱っこより肩車の方が疲れないということに気づき、子どもを肩車したまま調子に乗ってけっこうな距離を歩いたところ、次の日から腰痛になってしまいました。

今も腰痛と闘いながらこの原稿を書いています。みなさん、 健康に気をつけてよいお年を。

証人尋問の宣誓

証人は尋問前に嘘をつかない旨を宣誓しなければなりません。そして、嘘の証言をすると偽証罪に問われるという体裁になっています(実際に処罰されたという話を聞いたことはありませんが)。

民事事件でも刑事事件でも尋問 の前には宣誓をしますが、なぜか 民事事件の前には法廷内にいる全 員が起立して宣誓を聞くことにな っています。

感銘力という観点からは、刑事 事件の方で起立すべきだと思いま すがどうでしょうか。

相続と預貯金

つい最近、最高裁が相続時の預貯金に関する判断をしました。

被相続人(亡くなった方)の預貯金は、これまでは法定相続分に従って当然に各相続人に分割され、遺産分割の対象とはならないという判断がなされていました。

ところが、平成28年12月19日、最高裁は「預貯金も遺産分割の対象となる」と判断し、 これまでの判例を変更しました。

これまでの判例であれば、各相続人は、銀行に対し、自分が被相続人の相続人であることを戸籍謄本によって証明すれば、単独で法定相続分に応じた預金の払い戻しが可能でした。ですが、今後はそのようなことはできなくなります。

また、預貯金が遺産分割の対象ということになると遺産の総額が増えます。そうすると、相続人の一人が他の相続人の特別受益等を主張してこれが認められると、各相続人の取得額に影響が出ることになります。

取手駅前法律事務所

弁護士 大関 太朗

〒302-0004 取手市取手 2-10-15 ナガタニビル 5F

TEL 0297-85-3355 FAX 0297-85-3377

URL http://mo-law.net/ 営業時間:9:00~18:00 (平日) 土・日・祝日相談可能 (要相談)

弁護士紹介 **大関 太朗**

平成13年 早稲田大学商学部 卒業

平成 18年 司法研修所入所

平成19年 弁護士登録(登録番号:35538)

東京弁護士会 安藤総合法律事務所 入所

平成23年 茨城県弁護士会へ登録換え

眞鍋・大関法律事務所 開設

平成28年 取手駅前法律事務所 開設